

# 西都市子育て世代移住促進 住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」した子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

## 交付対象者

次の全てに該当する方が対象者です。

- 本人又はその配偶者が転入者であること  
※転入者…西都市への転入予定者で、直近3年間西都市に住所を有しない者（既に転入している場合は、転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において転入後1年以内の者）
- 交付申請日時点で、本人又はその配偶者のどちらかが40歳未満、もしくは中学生以下の子どもを養育し同居していること
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う者
- 世帯員全員が西都市税の滞納がないこと
- 自治会に加入する又は加入を予定している者
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていないこと

## 助成金の額

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ○新築住宅（工事もしくは購入）×市内業者を利用した場合 | 200万円 |
| ○新築住宅（工事もしくは購入）×市外業者を利用した場合 | 100万円 |
| ○中古住宅購入の場合                  | 50万円  |

## 対象の住宅

新築住宅の工事の場合は着工前、新築住宅・中古住宅購入の場合は引き渡し前であって、以下に該当するもの。

- 新築住宅の工事 ・建物の総工事費が1,000万円以上で申請日の同一年度内に着工予定のもの
  - 新築住宅の購入 ・購入費（土地代含む）が税込1,000万円以上で申請日の同一年度内に引き渡し予定のもの
  - 中古住宅の購入 ・購入費（土地代含む）が税込300万円以上で申請日の同一年度内に引き渡し予定のもの  
・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
- ※新築住宅・中古住宅の購入にあっては、当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの

## 申請の方法

助成金の交付を申請する場合は下記書類の提出が必要です。

- ・交付申請書
- ・事業計画書、収支予算書
- ・新築住宅の工事又は購入に係る契約書のコピー
- ・立面図及び平面図のコピー
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・予定地（購入の場合は対象住宅地）の現況全景写真  
※1枚で全景が撮影できない場合は、別方向から2枚
- ・住民票の写し（コピーではなく市町村役場で取得するものの原本で、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・戸籍の附票（直近3年間の住所が確認できるもの）

様式はコチラからも  
ダウンロードできます⇒

